

令和3年度持続可能な農泊ビジネス推進業務委託に関する募集要項

1 趣旨

山梨県の農村地域を活性化させるためには、地域にある豊富な資源を観光コンテンツとして磨き上げ、地域が一丸となって提供することが重要であり、国内外の観光客を呼び込み、宿泊滞在までしてもらい「農泊」を推進することが喫緊の課題である。このため、農泊をビジネスとして実施できる地区の創出を目的とした持続可能な農泊ビジネス推進業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、民間業者のノウハウを活用するため、公募型企画提案方式により本業務を委託する事業者を募集する。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和3年度持続可能な農泊ビジネス推進業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和3年度持続可能な農泊ビジネス推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月25日まで

(4) 予算上限額

金2,366,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

- ・本業務については、受講生同士の密閉、密集、密接を避けるなど、感染拡大防止対策に十分に留意し実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残る状況となった場合等、集合してのセミナー開催や視察研修が困難な状況となった場合は、オンラインでの実施等、業務目的の達成に向けて代替手段によってこれを補完することができる企画を併せて提案すること。

3 応募資格

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 本業務と同種又は類似の業務を処理した実績を有していること。
- (2) モデルツアーの実施に必要な旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録を受けていること。また、モデルツアーに係る業務を再委託する場合は、再委託先が当該登録を受けていること。
- (3) 本業務公募開始の日から契約日までの間に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立ての手続きを行っていないこと。

- ない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

4 日程

令和3年6月21日（月）	募集開始
6月25日（金）午後4時	質問受付期限
7月5日（月）午後4時	企画提案書提出期限
7月13～14日（いずれか1日）	企画提案プレゼンテーション審査（予定）
7月中旬（予定）	採択通知・契約締結・業務着手

5 企画提案応募に関する書類の提出等

(1) 担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県 農政部 農村振興課 農村整備担当（担当者：松本）
電話：055-223-1595
FAX：055-223-1622
Eメール：noson-sink@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 企画提案に関する質問の受付

- ・質問方法 質問書（様式4）により、電子メールにて次に送信すること。

山梨県農政部農村振興課（農村整備担当）

メールアドレス：noson-sink@pref.yamanashi.lg.jp

- ・受付期限 令和3年6月25日（金）午後4時必着
- ・回答方法 質問への回答は、令和3年6月28日（月）までに山梨県農村振興課ホームページにおいて公開する。
- ・その他 電話での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせることがある。

(3) 企画提案書類の提出

ア 企画提案書類

本件企画提案募集に応募する場合は、次の書類を提出すること。

- ① 令和3年度持続可能な農泊ビジネス推進業務企画書（様式1）
- ② 組織の概要及び業務実績（様式2）、パンフレット等
- ③ 旅行業登録票の写し
- ④ 誓約書（様式3）

- ⑤ 国税納税証明書（その3の3）（税務署で交付される様式）
- ⑥ 都道府県納税証明書（県税に未納がない旨の証明）
- ⑦ 企画提案書（様式5）
- ⑧ 見積書（任意様式、積算内容を記載）

イ 企画提案書類の提出期限及び方法

- ① 持参又は郵送とし、令和3年7月5日（月）午後4時までに山梨県農政部農村振興課必着とする。（郵送の場合も同様とする）。
- ② 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日（7月5日）は午後4時までとするので注意すること。
- ③ 郵送により提出書類を受けた場合には、県から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に連絡がない場合には、県に問い合わせること。

ウ 提出部数

各7部（正本1部、写6部）

エ 企画提案書類作成上の注意点

- ① 本要項及び仕様書の内容に沿って作成すること。
- ② 提出書類は、A4版縦置きで横書き左綴じ、文字サイズは11ポイント程度とする。枚数は、表紙を除きA4版で10ページ以内とする。
- ③ 企画提案にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ④ 企画提案は、1事業者1案とする。
- ⑤ 企画提案の内容について聴取する必要がある場合は、連絡するため対応すること。
- ⑥ 提出書類は、返却しない。

6 選定方法等

（1）選定方法

- ・ 提出書類とプレゼンテーションにより審査を行う。（7月13～14日いずれか1日を予定）
- ・ 選定方法は、別紙「持続可能な農泊ビジネス推進業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとする。
- ・ プレゼンテーション審査は、短時間のプレゼンテーションと質疑応答により行う。詳細は企画提案者に別途通知する。

（2）審査結果

審査の結果は書面により通知する。なお審査結果に対する問い合わせは受け付けない。

（3）選定業者数

1者

7 提案の無効に関する事項

次のいずれか一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格のない者が提案したとき。
- (2) 提出書類が所定の期日までに整わなかったとき。
- (3) 企画提案に関して、談合や虚偽の提案などの不正行為があったとき。
- (4) 見積額が委託料上限額を上回っているとき。
- (5) 同一人が二件以上の企画提案をしたとき。
- (6) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

8 契約の締結について

- (1) 6により選定された業務委託候補事業者と委託契約に関して必要な協議を行い、合意に至った場合には、農林水産省の「農山漁村振興交付金」の交付決定金額の範囲内で、随意契約により契約を締結する。ただし、業務委託候補事業者と協議が整わず契約の見込みがないとき又は契約締結までの間に3の応募資格を満たさなくなった場合は、次点の業務委託候補事業者と契約に向けて協議を行う。
- (2) 本業務は、農林水産省の「農山漁村振興交付金」の採択を受けて実施するため、交付決定がなされなかった場合は、または、交付決定額が減額された場合は、業務委託候補事業者と協議することとする。
- (3) 採用された企画提案の実施に当たっては、契約担当者と受託者との協議の上で内容を変更することがある。

9 注意事項

- (1) 提出された提案書類は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、開示することがある。
- (2) 提出された書類等は必要に応じて複写して県庁内での検討に使用する。
- (3) 企画提案書提出後、応募資格に該当しないこととなった場合は、企画提案書の提出先に連絡する。
- (4) その他の詳細については、契約担当者と打ち合わせの上決定するものとする。
- (5) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。